

令和3年度第3回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月10日(木) 午後1時30分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	2番	草刈	章博	3番	池本	英夫	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	6番	春摘	要	7番	長石	憲太郎	
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂	富雄	
	10番	植木	克茂	11番	前川	義憲	
	12番	細山	周一	13番	國岡	智志	

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
17番	西沖	和己	18番	平尾	晴次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について

報告第2号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第4号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

（ 開 会 午後1時30分 ）	
事務局長	<p>ただ今から、令和3年度第3回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは開会にあたりまして小林会長に挨拶を願います。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日、第3回の農業委員会総会を開催致しましたところ、皆さんには大変ご多忙の中ご出席いただき、厚くお礼申し上げますところでございます。</p> <p>智頭町の主な産業と致しましては、農業の関係では水稻が主な作物であります。大体、この農作業も田植えが終わったと、大半が終わられたこととお思っておるところでもあります。</p> <p>本日の総会后、県の農業会議より山根総務課長、谷口農地課長補佐、それから県の経営支援課伊藤さん、この3名の方に後ほどタブレット端末の操作研修を行うこととしております。</p> <p>また、研修後には農地パトロールということで、それぞれ課題、問題点のありますところの現地確認を行う予定でもあります。</p> <p>新型コロナウイルスの緊急事態宣言が全国10都道府県に、これが今月の20日までということになっておりますけれども、期限を迎えても更に一層の感染防止の徹底を図らなければならないなど、こういうことでも考えます。</p> <p>また、組織運営につきましても、農業会議はもとよりオンラインであるとかリモートであるとか、Web会議であるとか、あるいは代表者によつての会合を持ったりして、なんとか業務の遂行を図っておるとというのが今の実状でもあります。</p> <p>去る5月18日、全国農業会議の会長会議が、Web会議でありました。その概要につきまして、簡単に申し上げておきたいと思えます。それに基づきまして、令和3年度の全国農業委員会会長大会もYouTubeにおきますライブ配信されたということです。その内容につきましては、情勢報告なり、主要会議の報告なり、あるいは協議がなされたということでございますけれども、一つは令和3年度の会長大会の議案についての流れと、それから農地組織対策。それと経営人材対策、それから情報事業の推進と、こういうことがWeb会議でなされました。この配信によりまして、本年は年明けから農地を中心に農業農村を巡る政策課題が次々に提起されている状況でもあります。それに加え、農業委員会法改正後の5年後の調査の結果、全国の平均でも約8割が、やはり担い手がいないと。あるいは不足しているという深刻な状況が明らかになっておるとというのが今の実態でございます。</p> <p>そこで、今回の会長大会の骨子と言いますか政策提案では、農地政策、経営人材政策、あるいは農村政策などで構成されておったようでございます。農地政策では、日頃皆さんに毎回総会で申し上げておる人・農地プラン、こ</p>

	<p>れの法制化ではなかろうかなと、全国農業新聞、日本農業新聞等々で記載がされておるようでございます。それから、経営人材政策では、新規就農希望者には必ず就農実現できますように、研修から就農、自立までの一貫した支援体制の構築が提案されておったということでございます。その他におきましては、国家戦略特区会議が検討されておるわけでございますけれども、農地法第3条の農地の権利移動・許認可事業を各行政長に移していこうではないかというようなことが内容にあったようであります。</p> <p>　　こういうことで、先ほど申し上げましたように少子高齢化、人口が減少する中での農地が適切に利用できるよう、農地政策の見直しとか利用集積などに向けた人・農地プランや農地中間管理機構、これは農地集積バンクといいますけれども、この梃入れが柱となっておるというようなことでございますが、やはり、実効性の高い総合的な政策を進めていく必要があるではなかろうかなと、こういう風に私は感じておるところでもあります。</p> <p>　　尚、先ほど申し上げましたとおり、本日はこの総会が終わりましたら、タブレット端末の操作研修、それから農地パトロールということでございますので、皆さんが本日の総会の後の研修を十分理解していただいた中で、これから現場においての実態というものについて整合を図っていく必要があるのではなかろうかなとということでございますので、一つよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますけれども挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、11番 前川義憲委員、13番 國岡智志委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>それでは議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用です。</p>

議長(会長)	<p>(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上、2件提出がありました。 なお、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。 以上です。</p> <p>報告は終わりました。 次に、日程第2 報告第2号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用を、下記のとおり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>それでは議案書の2ページをお願いします。 認定電気通信事業者が行う、中継施設等の設置に伴う農地転用についてです。</p>
議長(会長)	<p>(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上、2件提出がありました。 尚、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。 以上です。</p> <p>次に、日程第2 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とします。 農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>それでは議案書の3ページをお願いします。 農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約について1件提出がありました。</p>
議長(会長)	<p>(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p> <p>次に、日程第2 報告第4号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用通知について」を議題とします。 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>議案書の4ページをご覧ください。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届けで、200㎡未満に対する農地転用についてのものです。こちらは既に着手しており、追認申請となります。</p>

	(議案書に基づいて届出書の内容を説明) 以上の1件を受理いたしました。 以上です。
議長(会長)	報告は終わりました。 次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請ついて」を議題とします。 農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めるものであります。 それでは、番号1につきまして事務局に説明を求めます。
事務局書記	議案書の5ページをご覧ください。 番号1番です。申請地は市瀬字溝際540番1、地目、畑、面積57㎡、二筆目が同じく溝際562番、地目、田、面積674㎡、三筆目、市瀬大字鳥巣家ノ前569番1、地目、田、面積887㎡、四筆目、同じく鳥巣家ノ前601番4、地目、田、面積43㎡、五筆目、市瀬大字鳥巣前河原751番4、地目、田、面積1,041㎡の合計2,702㎡です。権利種別は3条の無償移転です。譲渡人は市瀬588番地の●●●●さん、譲受人は、同じく市瀬588番地の●●●●さんで、親子間による経営移譲です。 場所ですが、申請位置図の6ページをご覧ください。7ページに公図を、8ページ、9ページに現況の写真を付けております。 以上です。
議長(会長)	ただいまの説明に関連して、10番 植木克茂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明を求めます。
10番	5月30日に、譲渡人の●●●●さんに電話を致しまして、譲り渡しされるという意思の確認を行いました。間違いなく、そのように経営移譲されるということで、ご報告致します。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
5番	譲り受けの面積と経営面積との関係、これは整合しているのですか。
事務局書記	ここの農地以外にも農地がありまして、そこが、実は5条の転用許可が出ているところなんですけれども、その後に転用されてから登記を変えられていないという状況が実はありまして、そちらについても進行中で、手続きを進めていることとなっております。それで、差が出ています。

議長(会長)	<p>その他、ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地の所在が埴師字石田679番3、地目が田で面積が1,336㎡の内122.66㎡です。所有者は埴師691番地の●●●●さんです。非農地の事由としましては「平成12年、自宅前に建てた農機具格納庫を使用する為、国道から自宅までの通路として造成し、現在に至る。」ということです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の10ページに位置図を付けておりますけれども、国道53号石田バス停を過ぎた、国道と申請者自宅に挟まれた農地を通る私有道になります。11ページには公図を付けております。12ページには土地利用を示す図面、実際の測量図を付けております。13ページには現況写真を付けておりますが、このように国道から真っ直ぐ自宅に入る道路が敷かれ、現在に至っておる状況です。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、私、1番 小林功が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明を致します。</p>
1 番	<p>報告させていただきます。</p> <p>6月1日に申請者にお会いして、現場から確認を取りました。当時、それぞれの筆が入り交じったところを、令和3年3月17日、協議の結果、そこを草刈さんが合筆されたということです。●●さんの父親が先だって亡くなったものですから、その内容が分からない。その中に●●●●さん所有の農地があったものですから、●●さんの息子さんの●●さんに会いまして、経過確認をしました。聞いたところ、当時、線引きをし、●●さんのところは</p>

	<p>嵩上げし、圃場の嵩上げの結果、一筆にしたということもございまして、この点につきましても、農地台帳の整備と合わせてみておりますと、追認案件が非常に多くございます。地籍調査ではございませんので、落ちもあるかと思えますけれども、そういった場合は地権者に非農地申請等々を行うように指導をお願い申し上げたい。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
11番	<p>国道53号から申請地のところまではどうなっていますか。</p>
事務局書記	<p>申請位置図の11ページをご覧ください。</p> <p>委員の言われるのは682番4についてだと思います。縦に「道」と走っており、申請地側に沿うような形で一定の幅のある各土地は国交省の所有となっており、国道の敷地となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>その他、ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号1は原案のとおり承認いたしました。次に、議案第2号番号2について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>番号2です。農地の所在が智頭字寺前通り110番1、地目が田で面積が429㎡です。所有者は埼玉県越谷市の●●●●さんです。非農地の事由としましては、昭和10年頃から耕作できなくなり、現在に至るということです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の14ページに位置図を付けております。塩田屋旅館の向かいにある、申請者所有の家屋の裏にある土地となります。15ページには公図を付けております。16ページには現況の写真を付けておりますが、このように原野化した状態となっております。</p> <p>以上です。</p>

議長(会長)	説明が終わりました。 ただいまの説明に関連して、10番 植木克茂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
10番	5月30日に現地を確認しました。申請位置図の現況写真にありますように竹が生えており、樹木も方々にあって耕作できない状態でありました。 以上、報告を終わります。
議長(会長)	これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長(会長)	よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第2号番号2につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第2号番号2は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第2号番号3について事務局の説明を求めます。
事務局書記	番号3です。農地の所在ですが、市瀬字鳥巢家ノ前593番、地目が畑で面積59㎡です。所有者の方が市瀬588番地の●●●●さんです。非農地の事由としては「60年以上前から、隣接地と共に納屋の敷地として利用し、現在に至る。」ということです。 場所につきましては、申請位置図の17ページをご覧ください。鳥巢集落の奥にある納屋になります。18ページに公図を、19ページに現況の写真を付けておりますが、このように納屋が建てられており、現在も使用されている状態となっております。 以上です。
議長(会長)	ただいまの説明に関連して、10番 植木克茂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
10番	申請位置図の19ページの現況写真にありますように、全部納屋として建てられており、60年間も利用されています。5月30日に現地を確認致しまして、農地に戻らない状態ですのでやむを得ないと。従って、耕作地ではなく原野の判断を致しました。 以上です。

議長(会長)	<p>説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第2号番号3について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号3は原案のとおり承認いたしました。 次に、日程第3 議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。 議案第3号につきましては、番号1について、席番14番小宮山晃次委員が、番号3と番号8について 席番12番 細山周一委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。</p> <p>(細山周一委員、小宮山晃次委員退席 午後2時03分)</p>
議長(会長)	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の7ページとなります。 5月20日付けで智頭町長から意見の決定を求められました。 利用権設定面積ですが、全て田で、7,835㎡です。利用権を設定する者が8名、受ける者が5名です。期間としては、3年未満が1,835㎡、3年から5年未満が1,687㎡、5年から10年未満が1,799㎡、10年以上が2,514㎡となります。 それでは、8ページで詳細について説明いたします。 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

事務局書記	<p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>細山周一委員、小宮山晃次委員の復席を認めます。</p> <p>(細山周一委員、小宮山晃次委員復席 午後2時09分)</p>
議長(会長)	<p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第3回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後2時09分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和3年6月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 前 川 義 憲

智頭町農業委員会委員 國 岡 智 志